

津波に関する警戒体制等の区分及び実施事項

区分		津波来襲までの時間的余裕(※1)	実 施 事 項					
			一般船舶・漁船				プレジャーボート及び小型漁船(※2)等	
			港内着岸船 (荷役・作業船を含む)	危険物積載船舶	錨泊船 (作業船を含む)	航行船	港内着岸船	錨泊船、航行船
第1警戒体制 (注意報発表時)			荷役・作業中止 係留避泊又は 港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は 港外退避	作業中止、港内 避泊(場合によっ ては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係 留強化の後、陸上 避難(場合によっ ては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ 固縛若しくは係留 強化の後、陸上 避難又は港外退 避
第2警戒 体制(警報 発表時)	津波	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後、陸上 避難又は港内 避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は 係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係 留強化の後、陸上 避難(場合によっ ては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ 固縛若しくは係留 強化の後、陸上 避難又は港外退 避
	大津波	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後、陸上 避難又は港内 避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係 留強化の後、陸上 避難(場合によっ ては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ 固縛若しくは係留 強化の後、陸上 避難又は港外退 避

津波予報区――静岡県、伊豆諸島

津波予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の 発表
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の 場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下 の場合。	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	5m (3m<予想高さ≦5m)	巨大
		10m (5m<予想高さ≦10m)	
		10m超 (10m<予想高さ)	

※1 津波来襲までの時間的余裕

有り:津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛・係留強化等の安全な状態に置くまで)が有る場合

無し:津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛・係留強化等の安全な状態に置くまで)が無い場合

※避難に要する十分な時間は、船の大きさ、船型等により異なるため、普段から自船の能力を把握しておく。

※2 プレジャーボート・小型漁船

容易に陸揚げ保管が可能な漁船をいう。

【言葉の説明】

陸上避難:船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

港外退避:港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。

港内避泊:港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。

係留避泊:係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。

陸揚げ固縛:プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

係留強化:津波等による係留索の切断等に備え、係留索の増し取り等の対策を講じる。

【注意事項】

- VHF装備船は、VHFを聴取すること。(国際VHF 16ch)
- 港外退避中の大型船、中型船は、小型船等から支援の要請があった場合は、可能な範囲でこれに応じること。
- AIS搭載船はAISの作動を維持すること。
- あらかじめ対応要領を検討しておくこと。
- 津波予報が発表された場合は、下田海上保安部長からの勧告等が伝達されなくとも、別表2に定める措置を実施すること。
- 沿岸域情報提供システム「海の安全情報」から、勧告等の情報提供がなれることから、同システムの登録を推奨する。

【実施事項】

※上記対策は、あくまでも勧告であって、最終的には船長が最も安全と判断する措置を行うとともに、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮すること。